**流山市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の補足資料**

|  |
| --- |
| **用語の説明** |
| 国実施要項 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実施要綱 |
| 国交付要綱 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱 |

|  |
| --- |
| **流山市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱の補足** |
| 第２条 | 「市が作成した国実施要綱第２の１の（１）による先進的市町村整備計画に基づき」とは、国との協議の結果内示を得ていることを意味します。 |
| 第３条 | 【参照先】国実施要綱別表【趣旨】第８期流山市高齢者支援計画の終了（令和５年度末）まで本市が補助する可能性のあるすべての施設を補助対象施設としています。これにより、第１条に規定する目的の達成に寄与し、また、この補助金を活用したい事業者が現れた際に、即応できる態勢を整えておくためです。【小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、夜間対応型訪問介護ステーション及び生活支援ハウス】第８期流山市高齢者支援計画期間中に存在しない見込みであるため、規定していません。【都市型軽費老人ホーム】既成市街地等に流山市が含まれないため、設置が不可能であることから、この要綱では規定していません。【緊急ショートステイ対応施設】「市長が認める」とは、徘徊高齢者等緊急一時保護に関する協定を締結している市内の施設を想定しています。【施設内保育施設】定義が国においても示されていないため、実務上の取扱いを踏まえ、妥当な範囲を定義化したものです。 |
| 第４条 | 【参照先】国実施要綱別表解釈資料 |
| 第５条 | 【参照先】国実施要綱別表国交付要綱４及び５【補助対象経費】　補助対象経費として主要なものは下記のとおりです。　・工事請負費（施設の構造を変更する工事、施設の内装等を変更する工事、必要な設備等を設置する工事）　・設計監理業務委託料（上記工事の設計・監理業務の委託）　・工事に係る事務費（施工に直接必要な事務） |
| 第６条 | 【参照先】国実施要綱別表「市長が別に定める」とは、この補助金が国交付金を財源とすることから、内示額と同額（安全点検の結果、劣化若しくは損傷が認められ、又は高さ若しくは控え壁等に問題があるブロック塀等の撤去、再設置及び改修については、国の補助率１／２に市の補助率１／４加えた内示額の１．５倍。）となります。 |
| 第８条 | 【参照先】国交付要綱７（５）補助金の交付の決定をするときは、要綱を添付する等、必ず本条各号に掲げる条件を付してください。【公告、入札、契約に関する手続きについて（第８号）】補助対象となる経費（主に工事請負費）は、一般競争入札に付するなど、都道府県（又は市町村）が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない、とされています。市契約手続きとしては、下記手続きによる契約が原則となります。1. 一般競争入札による施工業者の選定

※流山市入札参加資格者名簿に登録があること②２週間の入札公告※法人ホームページ、紙媒体で周知すること③開札時の市職員立会い※入札結果報告書を作成し、記録を補完しておくこと |
| 別表第２ | 【交付申請】補助対象経費については、その算定根拠が分かる資料（契約書および内訳書等）が必要となります。【実績報告】「補助対象経費を支払ったことを証する書類」とは、契約ごとに請求書・領収書の写しを指します。 |